

みやざき SDGs 教育コンソーシアム設置要綱

令和3年4月1日
教育庁高校教育課

(設置目的)

第1条 本県高等学校において、次の目的を達成するために、本組織を設置する。

- (1) 本組織は、宮崎県内の産学金労官が設置した「みやざき SDGs プラットフォーム」のもと、その趣旨を踏まえ、連携した取組を行う。
- (2) 文理にとらわれない多様な学びである探究型学習を通して、SDGs の実現を目指す意識を醸成し、地域のみならず日本、世界で活躍し、次の社会を牽引する新たな価値や産業を創造し得る力を有し、社会の発展に寄与できる人材育成を図る。
- (3) 前号を実現するため、これまでの基礎的・基本的な知識・技能の学びを大切にしながら、次の社会を担う高校生に必要とされる資質・能力を育むための「探究的な学び」を推進する。
- (4) 本組織に参加する各高等学校等が、それぞれの特色を生かしながら、全県的に「探究的な学び」の浸透と、その指導方法の充実を図るために拠点校となるとともに、更なる本県の高校教育の進展と活性化につながる取組を行う。

(名称)

第2条 本組織は、みやざき SDGs *教育コンソーシアム（以下「MSEC」という。）と称する。

※：2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成すSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、17のゴールと169のターゲットで構成されており、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指す国際社会共通の目標。地方自治体にも各種計画等にSDGsの要素を反映した取組の推進が奨励されており、本県の施策にも取り込んでいくことが重要である。

(事業活動)

第3条 MSECは、第1条の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

- (1) MSECフォーラム
 - ア 県内高校生による探究型学習の発表
 - イ 発表の場を経験することによる県内高校生の思考力・判断力・表現力の養成
 - ウ 構成機関における教員の発表大会の企画・運営及び評価の方法の研修
- (2) 構成機関における教育プログラムの情報共有及び県内高等学校等における教員の指導力向上に関する研修
- (3) 構成機関主催の教育プログラム及び諸企画の広報
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業活動

(構成機関等)

第4条 MSECは、別表1に掲げる構成機関及び別表2に掲げる支援機関をもって構成する。

- 2 構成機関は、代表機関、全ての加盟校及び加盟団体とする。
- 3 支援機関は、構成機関以外の団体とする。
- 4 代表機関は、MSEC全般を司り、教育庁高校教育課とする。
- 5 会長は、教育庁高校教育課長とする。
- 6 構成機関の中に幹事校を置き、幹事は、教育庁高校教育課課長補佐（政策）及び幹事校の校長とす

る。

7 副幹事は、教育庁高校教育課担当リーダー、担当指導主事、幹事校の副校長又は教頭とする。

(構成機関の役割)

第5条 前条の構成機関は、本県における探究型学習の普及とSDGsを推進する次の社会の担い手となる県内高校生の育成に当たり、次に掲げる事項について、その具体的な連携・協力を推進する。

- (1) MSEC総会に関すること。
- (2) MSECが主催する行事の運営に関すること。
- (3) その他構成機関が協議して必要と認める事項

(幹事校)

第6条 MSECにおける事業活動の企画・立案を担う高等学校・中等教育学校を幹事校とする。

- 2 幹事校は7校以内とする。
- 3 幹事校は、構成機関の互選で定める。
- 4 幹事校の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第7条 MSECは、MSEC総会（以下「総会」という。）のほか、MSEC幹事会（以下「幹事会」という。）及びMSEC作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

- (1) 総会
総会は、会長が召集し、加盟校の校長、副校長及び教頭1名以上をもって構成し、会長を議長とし、原則として年2回開催して次の事項について協議する。
 - ア 決算報告、事業報告、次年度事業計画、次年度予算
 - イ 幹事校の選出
 - ウ その他本会の意思決定に関する重要事項
- (2) 幹事会
幹事会は、幹事により構成し、会長が召集して次の協議等を行う。
 - ア 総会における協議内容の企画・立案
 - イ 県内高校生による発表大会の企画・立案
 - ウ 県内高等学校における教員の指導力向上に関する研修の企画・立案
- (3) 作業部会
ア 作業部会は、必要に応じて、会長が召集して設置することができる。
イ 副幹事で構成し、幹事会の決定に応じて、具体策等についての協議等を行う。ただし、協議において、必要があれば、会長は幹事校の担当者等を召集することができる。

(支援機関の役割)

第8条 第4条の支援機関は、本県における探究型学習の普及とSDGsを推進する次の社会の担い手となる県内高校生の育成に当たり、次に掲げる事項について、その具体的な支援を行う。

- (1) MSECが主催する行事に関すること。
- (2) その他支援機関が協議して必要と認める事項

(新規加盟)

第9条 新規にMSECへ加盟する団体は、代表機関に随時申請を行い、代表機関が適切な団体と判断したときは、加盟を認めることができる。

(庶務)

第10条 M S E Cの庶務は、教育庁高校教育課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、M S E Cの運営に関し必要な事項は、教育庁高校教育課長が別に定める。

附 則

この設置要綱は、令和元年7月24日から施行する。

附 則

この設置要綱は、令和2年4月27日から施行する。

附 則

この設置要綱は、令和3年1月27日から施行する。

附 則

この設置要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）構成機関

機 関 名
宮崎県教育庁高校教育課（代表機関）
宮崎北高等学校
宮崎大宮高等学校
五ヶ瀬中等教育学校
宮崎南高等学校
飯野高等学校
高鍋農業高等学校
延岡高等学校
宮崎西高等学校
都城泉ヶ丘高等学校
宮崎海洋高等学校
高鍋高等学校
都城西高等学校
延岡星雲高等学校
日向高等学校
宮崎県高等学校文化連盟自然科学専門部
小林高等学校
日南高等学校

別表2（第4条関係）支援機関

なし

みやざきSDGs教育コンソーシアム（MSEC）の持続的発展に係る研究 ＜研究要綱＞

令和3年4月 日
宮崎県教育庁高校教育課

（趣旨・目的）

第1条 みやざきSDGs教育コンソーシアム（以下「MSEC」という。）の持続的発展に向け、その活動の質的な充実を図るために、加盟校各校において、探究型学習の内容・手法等に関する研究開発を積極的に行い、その成果を加盟校各校で共有することにより、「探究的な学び」の全県的な浸透を促進する。この目的を達成するため、MSEC設置要綱第3条に基づき、この研究要綱を定める。

（研究の内容）

第2条 MSECの持続的発展を図るために、次の研究を行う。

- (1) MSECフォーラムにおけるポスターセッションの発表形態、審査・評価方法等の工夫・改善・開発に関する研究
- (2) 探究活動や探究型学習の普及促進に関する研究
- (3) 探究活動や探究型学習の指導方法、指導力向上に関する研究
- (4) その他、「探究的な学び」の全県的な浸透に資する研究

（研究の推進、成果の普及）

第3条 研究の推進及び成果の普及を図るために、次の取組を行う。

- (1) スーパーサイエンスハイスクール（SSH）指定、ワールドワイドラーニング（WWL）指定、地域協働事業指定（地域魅力化型、グローカル型、プロフェッショナル型）など、国の指定校事業として研究開発に取り組んできた学校は、更なる研究の深化に取り組み、蓄積された研究成果を積極的に他校に公開・発信する。
- (2) その他の加盟校においても、各校独自の取組や研究開発の成果を、積極的に他校に公開・発信する。
- (3) MSECの事業活動全般を通して、加盟校各校の研究成果の共有化に取り組み、本県高校教育全体の充実・向上を図る。

附 則

この研究要綱は、令和3年4月 日から施行する。